

◎新潟県告示第769号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年6月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 笠井建設
石瀬 幸枝
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区祖父興野61
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－1）第23222号
- 5 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
- 6 処分の原因となった事実
令和5年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年6月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 タント
菅沼 利春
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市寺泊木島203－5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－3）第46313号
 - 5 処分の内容
土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し（全部廃業）
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年6月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 金子組
金子 貴弘
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市鬼木3384
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－2）第5746号
 - 5 処分の内容
造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し（一部廃業）
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。